



平成 28 年 1 月 29 日

各 位

会社名 株式会社第四銀行  
代表者名 取締役頭取 並木 富士雄  
(コード番号 8324 東証第 1 部)  
問合せ先 総合企画部長 柴田 憲  
(TEL. 025-222-4111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成 28 年 1 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

公表済の「株主還元方針」に基づき、経営環境の変化に対応した資本政策を実施することで、株主の皆様への安定的な利益還元を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当行普通株式
(2)取得し得る株式の総数	2,100,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.60%)
(3)株式の取得価額の総額	1,000,000,000 円 (上限)
(4)取 得 期 間	平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

以 上

(参考)

1. 平成 27 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	347,423,492 株
自己株式数	9,929,980 株

2. 今回取得する自己株式は、原則消却する予定です。

3. 「株主還元方針」

銀行業の公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率 40% を目標としております。